◎調達機関番号　820　◎所在地番号　27
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　病院情報システム（電子カルテ系システム）　一式　リース契約
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書等による。
⑷　納入期限　入札説明書による。
⑸　納入場所　国立研究開発法人国立循環器病研究センター
⑹　入札方法　落札決定は、総合評価の方法をもって行うので、
①　総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類を提出すること。
②　入札金額については、調達案件にかかる本体価格のほか、履行に要する一切の費用を見積った額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　国立研究開発法人国立循環器病研究センター契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　契約細則第７条の規定に該当しない者であること。
⑶　国立研究開発法人国立循環器病研究センター契約指名停止等措置要領第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
⑷　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」（304．情報処理、306．ソフトウェア開発、308．賃貸借）」のいずれかのＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和７年３月31日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑸　契約細則第５条の規定に基づき、理事長等が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒564―8565 大阪府吹田市岸部新町６－１
国立研究開発法人国立循環器病研究センター　財務経理課　契約係　家田きみか　電話06―6170―1069　内線40093
Ｅメール　ieda.kimika@ncvc.go.jp
⑵　入札説明書の交付方法　3⑴に示す場所にて直接交付するか、若しくは電子メールにて交付する。電子メールでの交付を受ける場合は3⑴に示すメールアドレスに調達件名・会社名・担当者名・連絡先を入力し、参加希望の旨メール送信すること。
⑶　入札説明会を開催する場合は、日時及び場所を参加者に別途連絡する。
⑷　入札書の受領期限　令和７年７月25日10時00分
⑸　開札の日時及び場所　令和７年７月25日10時00分　センター内会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を入札説明書に示す受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、理事長等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達案件を履行できると理事長等が判断した資料及び入札書を提出した入札者であって、契約細則第36条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kinya Otsu, President, National Cerebral and Cardiovascular Center
⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Hospital information system (electronic medical record system) 1 set
⑷　Delivery period : as in the tender documentation
⑸　Delivery place : National Cerebral and Cardiovascular Center
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 6 of the regulation concerning contract for National Cerebral and Cardiovascular Center. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　not come under Article 7 of the regulation concerning contract for National Cerebral and Cardiovascular Center ;
③　not come under Article 2 and 3 of the Contract Nomination Suspension Measures Point (hereinafter referred to as “Nomination Suspension Measures Point”) for National Cerebral and Cardiovascular Center ;
④　have Grade A, B, C or D in “Offer of Service” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kinki Region ;
⑤　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 5 of the Regulation ;
⑺　Time-limit for tender : 10 : 00 A.M. July 25, 2025
⑻　The language and currency which are used in contract procedure : Japanese language and Japanese Yen
⑼　For details concerning this tender : refer to the Tender manual
⑽　Contact point for the notice : Kimika Ieda, Finance and Accounting Division, National Cerebral and Cardiovascular Center, 6―1 Kishibeshinmachi, Suita-city, Osaka-fu, 564―8565 Japan. TEL 06―6170―1069 ext. 40093
Ｅ-mail : ieda.kimika@ncvc.go.jp

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年５月13日
独立行政法人海技教育機構
国立清水海上技術短期大学校
校長　鶴田　　誠

◎調達機関番号　604　◎所在地番号　22
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　77
⑵　購入等件名及び数量　練習船「かざはや」第１種中間検査工事　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　履行場所　入札説明書による。
⑸　履行期間　令和７年８月１日から令和７年９月12日
⑹　入札方法　入札説明書による。
2　競争参加資格
⑴　令和７・８・９年度全省庁統一資格「役務の提供等」（船舶整備）のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付されている者であること。ただし、指名停止の措置を受けている期間中に該当する者は除く。
⑵　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請がない者
⑶　労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む。）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）